

## 骨粗しょう症予防事業にかかる補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人兵庫県予防医学協会（以下「予医協」という。）及び兵庫県厚生農業協同組合連合会（以下「JA 兵庫厚生連」という。）が実施する骨粗しょう症予防事業にかかる経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

### (補助対象)

第2条 この補助金の交付対象は、骨粗しょう症予防事業にかかる検査料に関する経費とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。

- (1) 補助金の額は1件あたり340円とする。（別表1）
- (2) 交付金額は予算の範囲内とし、受診人数に応じて予医協とJA 兵庫厚生連の間で按分するものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 予医協及びJA 兵庫厚生連は、この要綱により補助金を受けようとするときは、次に掲げる書類を事業終了後すみやかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業実績報告書

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により予医協とJA 兵庫厚生連に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助金の交付決定にあたり必要な条件を付けることができる。

### (補助金の交付)

第6条 市長は、補助金交付決定通知書（様式第2号）交付後、速やかに交付決定額を予医協及びJA兵庫厚生連が指定する口座に振り込むものとする。

（補助金の経理等）

第7条 予医協及びJA兵庫厚生連は、補助事業にかかる収入及び支出を予算及び決算に計上し、他の事業の経理と区別して処理しなければならない。

2 予医協及びJA兵庫厚生連は、補助金の支出状況を明らかにした書類を作成し、補助金の執行年度の終了後5年間保管しなければならない。

（調査報告）

第8条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の執行状況等について、必要な書類、帳票等を調査し、または予医協及びJA兵庫厚生連に対し、報告を求めることができる。

（補助の取り消し等）

第9条 補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第4号）により予医協及びJA兵庫厚生連に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

（施行の細則）

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1)

骨粗しょう症検診検査料

検査料 ①	1,840 円
自己負担額 ②	1,000 円
予医協又は、 JA兵庫厚生連 ③	500 円
差引額 ①-②-③	340 円

340 円 (1 件当たりの補助金額)